

個人質問・05年・6月議会

1・台風シーズンを前に安心・安全の防災対策を！

1) 防災マップづくりについて

昨年の8月末～9月は岡山市でも台風の被害が大きく大変でした。特に私の地元の西大寺東地域の水門町、久々井、宝伝、犬島などは予想外の高潮被害で本当に大変でした。今地域では台風シーズンを前に今年は、万全の対策を、去年の教訓はどこまでいかされるのか？などの声があがっています。今回県がハザードマップを発表しました。パソコンでは県下すべての情報がクリックすればみることができるようになっています。例えば昨年の台風で一番被害にあった久々井地区を例にあげると去年の被害箇所を中心になだれ地域箇所や土石流などのしるしが人目でわかるようになっています。しかし、避難場所は朝日小学校のままです。昨年の台風を教訓にするのであれば今までの地震を想定しただけのマップではなく洪水、高潮被害などあらゆる被害を想定したマップの作成を求めたいとおもいます。河川事務所などでハザードマップ、防災マップをつくるにあたっての留意点として

- 1、避難活用型（住民の方々が洪水時安全に避難できることを目的としたもの）
- 2、災害学習型（平常時にも住民が洪水について学習できるようにしたもの）
- 3、防災情報型（地域の防災担当者が利用することを目的としたもの）

と、目的と用途にわけてつくるようにとこの3点があげられています。

そこで質問します

県のハザードマップをうけて、岡山市はどのような防災マップを作ろうとしているのか？昨年の教訓をいかし浸水実績、想定浸水、避難所の位置、緊急連絡体制、避難時の心得など、どういかされるのか？ご所見をお聞かせください。

今回の補正で計上されている地域防災マップとはどうリンクされるのか？避難場所や避難勧告など住民の方々の体験を踏まえて作っていただきたいと思います。

今後5年間の作成計画を教えてください。

2) 自主防災組織について

阪神・淡路大震災を教訓に地域防災力の向上を目的に岡山市では町内会を基本単位として自主防災会の結成を促進しています。平成17年2月時点で203団体が結成されています。阪神・淡路大震災のときに、一番被害のひどかった長田区が地域のネットワークが日ごろからできており救済に役立ったとの教訓がありました。どこに一人暮らしの高齢者がいてどの部屋に寝ているかまでご近所の方が把握してあったため、死者が少なかった

ということから日ごろのネットワーク作りの大切さは重要だと考えます。しかし、一律に行政からおしつけて結成にというのはいかがなものかと危惧を覚えます。住民発・地域発の下からの積み上げがあった上でのニーズにあった行政支援がもとめられるのではないのでしょうか？そこで質問です

今回自主防災会を結成した団体に一律10万円の防災資機材を給付するとありますが、給付機材を具体的におしえてください。

昨年の台風被害の大きかった甲浦、小串、朝日、開成地区では0%~20%ときわめて結成率が低い何が原因なのでしょう？今後の結成計画もふくめてお答えください

国民保護法など有事保護法制化のもこの自主防災会が戦時下の国防団体のように利用されるのではないかと心配しています、そういった懸念を生じさせないようなご答弁をお願いします。

2・山南学区の小学校のプールの拠点化について～こどもに最善の利益を～

岡山市教育委員会は市立小中学校ごとにプールを整備してきた「一校1プール制」を地域の実情に応じて民間プールの借用や拠点プールを共有すると政策転換されました。市の財政が厳しい中改築費を抑えたいとの理由です。毎年教育費が削減され今年は何と、予算に占める教育費の割合が8%にまで落ちています。平成11年度から比べると50億円も削減されています。教育費削減のしわ寄せは結局子どもたちにかかるのだと残念な気持ちです。

オリンピックの金メダリスト北島康介さんは小学校の卒業文集でこう書いています。《ぼくは水泳を習っている。速くなろうとしている。そして、大きな大きな夢をもっている。それは速くなって、国際大会でメダルを取り、日本の代表選手に選ばれて、オリンピックに出ることだ。その夢にむかって一步一步近づいていきたいと、ぼくは毎日プールに行き泳ぎ続けている《今までずっと速く泳げるようになったのは、この学校のプールがあったからであり、速く泳ぐことだけではないということを知ったのも、この学校のプールがあったからだ。》当時の担任の先生は、学校に行く楽しさをプールに見つけたてよかったこと、水泳とは本来身を守るためにあることを知り、記録(成績)よりももっと大事にしなければいけないものがあるという大切なことを学校のプールで学びましたね、と評価しています。プールは学びの場でもあります。岡山市の教育行政としての重点施策では、健康教育・学校教育の充実を第6番目にかかげ児童生徒の発達段階に応じて一人ひとりの能力・適正を伸ばすことに重点を置いた学習を展開する、小学校では運動好き、中学校では運動に親しむ習慣を持った生徒に育てるとしています。

1)教育としての位置づけを重要視していたからこそ一校一プール制ではなかったのか？先日、加茂小学校ではりっぱなプールが新築されたばかりです。なぜこの山南地域が拠点化なのか？一校一プール制について誰からどういう要望があったのか？なかったのか？教育の機会均等、平等性の観点から言っても問題の多い今回の拠点化です。政策転換にいたった経過とお考えをお聞かせください。

2)さて今回の拠点化は、財政難を理由にかかげています。この拠点プールの総事業費は

3億3300万円、各校にプールを整備する場合補助金を差し引いても一校あたり一億6600万円とのことです。

今回対象になっている大宮、朝日、太伯、幸島小学校はそれぞれ建てられた年数や痛み具合もちがいます、すべて建て替えることを前提にすると総事業費は高くなりますが、修繕ですむところなどもあるとおもいます。また太伯小学校は98年に新築したばかりです、築30年以上の3校すべてたてかえると4億を少し過ぎますが、ひとつひとつ精査して修繕だけですむところなどもあるとおもいます。4校すべてどう検証したのか具体的にお答えください

3) また単に財政難のためのプールの拠点化というのであればなぜ比較的あたらしい、太伯小学校や山南中学校をつかわないのか? また出来たばかりの東部健幸プラザをつかわないのか? ご所見をお聞かせください。

4) 今回の方針転換で竜操中学では近くの民間の温水プールを利用することになり、生徒一人当たり計4回の水泳の授業をインストラクターと教師で7月から行うことになりました。小学校は今現在ひとりあたり10~14回と大切な授業として位置づけられています。また指導要領には、ルールを守って仲良く楽しく泳ぐことなど目標がかかげられています。インストラクターにどこまで指導要領の立場をもとめることができるのか?

こどもが移動する時間をいれると当然時間数が削減されてしまうがどうか?

5) 夏休みのプール開放など子どもたちの大切な居場所です。山南中学区の子どもたちにはこの楽しみが奪われるのでしょうか?

6) バスを借り上げるということですが具体的に移動についての方法、考え方、時間の確保、安全の確保など詳しくお答えください、教師の多忙と心労、最近のこどもをとりまく事件などをみると本当に心配です、詳しく説明ください。

この温水プールは、山南公民館横の教育委員会が持っている空き地に建てるという方向です。教育委員会では決定していませんが地域にも開放されるということも言われています。教育施設として作って、指定管理者制度で民間に委託して結局は営利目的の施設になるのでは?との疑問の声も出ています。あくまでも教育の立場でこどものプールをどうするかを教育委員会として本気で考えていただきたいと思います。

以上、こどもの権利条約にうたわれた「こどもに最善の利益を」との立場から大きく逸脱する今回のプールの拠点化について危惧する立場で質問させていただきました。

3・南古都地内（小鳥が丘団地）における土壌の汚染について

平成16年7月27日水道管工事のため敷地を試掘したところ岡山市南古都地内の小鳥が丘団地内から油のにおいがする地下水が出てきたことからこの地域の土壌汚染が発覚しました。地下水からはベンゼン及び砒素が環境基準値を超えて検出されその後市が調査を行った結果土、地表面から発生するガスの成分、用水、井戸水等を調査しましたが基準値内という結果で、一部井戸水から砒素が基準値を超えて検出されたが自然由来との市の調査結果でした。またこの団地の開発業者である両備バス会社も土壌調査を行い、岡山大学の各分野の専門の方7名を中心に土壌の詳細調査、研究、解決方法を住民にしめしています。

しかし、私もその報告集会に参加させていただきました。残念ながら、会の内容は、その結果を詳細に説明し少しでも住民の不安をやわらげ、今後の解決法を一緒に探るといような会ではありませんでした。一方的に検討委員会の結果を両備側は文書にして読み上げるだけという会でした。結果、不安感、不信感の抜けない住民は自分たちでお金を出し合い大阪市にある環境監視研究所に土壌調査を依頼しました。結果ダイオキシン、ベンゼン、トルエン、キシレン、トリクロロエチレンなどが検出されました、いずれも基準値より低く濃度は薄いがカネミ油症のときのコプラナーPCBも検出されており、シックハウスや自立神経失調症などの健康被害につながる物質が検出されています。実際、しめっきした部屋に入ると異臭がする、家族全員アトピー性皮膚炎になっているなどの住民の状況もあります。

今後33世帯の全住民のニーズを把握しどうするかという対策をもつ必要があります。

両備会社らしめしている自然のプロセスを利用して土壌ガスの濃度を低下させるMNAという方法、土壌ガス吸引の方法、水平ボーリングという3つの方法がどのくらい効果があるものなのか？住民と一緒に考えていかなければいけません。しかし、両備との具体的話し合いはまったく進んでいません。

この団地があったところはもともと旭油化の工場があったところで、工場があった当時も、悪臭、産廃、油の垂れ流しなどで長年住民が撤去を求めていたところであり、1982年に住民と和解し、工場撤去にいたったところです。

その後、1990年に団地造成、入居となっています、住民はこのときこういう工場があったことはまったく聞いておらず、両備バス会社という会社への信用、団地を購入しようとしている方々が、教員や公務員などが多く安心した地域づくりが出来るとの説明のみが両備バス会社からあり信用して購入したといわれています。当時の法のもとでは告知義務がなかったとしても不動産を売却する際の説明責任はあると私はおもいます、まったく説明していない両備バス会社の責任は重大だと思います。

1)住民はこれ以上ここに住み続けても大丈夫なのか？不安の毎日をすごしています、住民のほとんどは住みかえをしたいとの希望をもっています、33軒のニーズを把握して移転が可能なのか、保障はどこまでできるのか？など両備バス会社と住民のおもいをつなぐ行政の役割りは必要だとおもいますが、行政としてこの問題をどこまで支援できるのか、お考えをおきかせください。

2)住民の健康不安に答えるために市として方法はなにかないのでしょうか？

今、住民の皆さんは本当に不安です。検査結果だけでなく途中やめになっている水道工事やそれに関連にする土の問題や解決していないことがたくさんあり住民のみなさんは本当に大変です、一刻も早く解決できるように行政としても出来る支援をお願いしてこの質問をおわります。

4. 介護保険制度について

国の介護保険制度の見直しにあわせて岡山市でも今年介護保険事業計画の見直しのため、介護保険事業計画策定委員会が始まりました。

国ではまだまだ審議の途中ですが、現在、施設入所している方は居住費と食費が全額自己負担になり、デイサービスを利用している方は食費が自己負担になります。この法案が可決されると10月～前倒しで徴収され、高齢者の負担がふえることになります。個室で1,2万、多床室で一万円も居住費が増えることになります、そのうえに食費が全額自己負担になり23400円もの負担増になるわけです。食費を例にとって説明します。

90床の特別養護老人ホームの例をあげます。

今、国が示している食費の単価は一人当たり1日2120円でそのうち高齢者の自己負担は780円です、その負担以外の1340円が保険料として施設に入るわけです。

改正が行われると国の示している食費の単価は1,600円で、それがすべて高齢者の自己負担になります。一日1600円の30日ですから高齢者は一月48000円になり23400円も負担が増えることになります。食費単価の差額520円は管理栄養士加算として国から施設へ入るかどうかが今議論中です、これがまったく入らないとなるとこの施設では1680万円もの施設収入が減ってしまうということになります。

高齢者にとっても事業所にとっても大変な中身が今議論されているわけです。

そこでしょうか。

1)今の案では所得に応じて軽減措置がしめされていますが市の現状として軽減措置の対象になる方はどのくらいの人数か？その方たちは今より負担がどうなるのか、具体的にお答えください

2)今度の見直しでは予防介護に重点がおかれ要支援、要介護1の方が今までのサービスからはずされようとしています。一人暮らしの高齢者でもヘルパーさんが来てくれるからなんとか在宅で生活できているという方が多いのではないのでしょうか？

要支援、要介護1の方々をすべて予防給付の対象にするのか？線引きをどうするのか？具体的にお答えください。

3)予防給付のためのケアプラン作成に今度の改正では地域包括支援センターの設置が位置づけられています。地域包括支援センターは岡山市にどのくらい必要なのか？せっかく全中学校区にできた在宅介護支援センターをまとめてしまうのか？

今ある基幹型の在宅介護支援センターにその役割りをになわせるのか？お考えをお聞かせください。

4)国会の議論でも非常に個々の負担が重くなるので社会福祉法人の減免制度が非常に重要になるとの国の答弁がありました、しかし制度を実施するかを決めるのは法人自身の問題になります、現在岡山市での実施状況はどうか？したくても実施できない法人のために市としての財政支援は考えているのか？また老人保健施設は医療法人のところもあります、こういうところはどうか？

5)負担が増えることによって特別養護老人ホームが終の棲家ではなくでなければいけないかとも増えると予想されます、神戸市などではあらたな受け皿を公営住宅でと住宅基本計画に掲げています、保健福祉局だけでなく、地域ですみ続けるために他局とも連携しあらたな受け皿や、地域での生活支援の考え方が必要だと思います、介護保険事業計画だけでなく関連する施策を充実させるためにお考えをお聞かせください。

5・障害者にとって暮らしやすい岡山市か？

1. 今ある制度で検証してみましょう

ア) 障害者支援費制度について

岡山市障害者プランが策定されて2年がすぎました。平成15年度～平成19年度までの計画期間で推進するとのこと。目標1に掲げられた支援費制度の円滑な施行で情報提供・相談支援体制・基盤整備の充実があげられています。障害者の自主性を尊重しみずからがサービスの選択することのできる体制としてこの目標がどう達成できているのか評価と今後の課題をおきかせください。

イ) 成年後見制度について

この制度は精神上の障害により判断能力がじゅうぶんでない方や認知症の方などの財産管理や介護サービスの利用契約などを成年後見人がかわりにおこない、財産や権利を保護し支援する制度です、申し立てから審判まで3、4ヶ月かかることや費用が高いことで利用が余り増えていないのが現状です、ある特別養護老人ホームにご夫婦で入園されているかたの例ですが、娘が貯蓄や年金も勝手に引き出し財布からもおかねをひきとり、施設への支払いが出来ない状態で、成年後見人をつけて財産を管理したいとの要望がありました、しかし後見人の申し立ては4等親以内の親族または市長でなければならないため選定が困難な状態で、この場合こどもが健在ということもあり不可能な結果でした。

1) しかしご夫婦の生活は大変です、まったくお金はないわけです、生活保護申請にいても娘を窃盗罪で訴えてからでないと相談にのれないというものでした。こういう特別なケースの場合は市長が申立人になれないのでしょうか？今までどういう場合市長が申立人になったのでしょうか？本当に利用したい人や緊急に必要とする人にこそ市長が申立人になるべきです。お考えをお聞かせください

2) このケースをかかえた施設も対応に苦慮しました、成年後見制度の利用に対する専門相談機関があればとの声もでています、いかがでしょうか？

3) 高齢者をねらった住宅リフォームの被害が全国であいついでいます。判断能力が衰えた方の日常生活支援として福祉サービスの利用の手続きの援助や代行、支払い、や日常的な金銭管理をサービス内容とする地域福祉権利擁護事業の普及でこの被害を防げるのではないかと考えます、今現在の利用状況は？また普及のための努力は？

2. 障害者自立支援法(案)が成立するとどうなるのか？

Kさん24歳(女性)は障害者手帳1種1級の障害のあるかたで普段は車椅子で生活を送っています。いままで本をだしたり、作家の先生に指導をうけ将来は作家として独立し

たいと夢をもっています。生活を支えている収入源は障害者基礎年金が月約82000円と特別障害者手当て月26520円だけ、各月に一日くらいその師と仰ぐ作家の手伝いをして日給をもらうときがあってもだいたい一月11万円前後の収入のみです、着替えや食事など何とか自分のことはできますが、手の力が弱いため、掃除や入浴介助などの家事援助に週三回ヘルパーを利用しています、支援費制度を利用しているので今は無料です。他に家賃や光熱費、食費で8割がたが消えていき、通院のためのタクシーなどの移動費、通院などで11万円ではやっていけなくなり、昨年一人暮らしを断念し家にかえりました。

「地域で自立した生活を送る」という理念をかかげている「障害者自立支援法案」が今国会で審議中です、支援法案が可決されると、自己負担の導入でますます障害者の生活は苦しくなります。原則1割負担低所得者には上限設定があり、Kさんの場合では上限月額24600円の負担になりますます一人暮らしは遠のいていきます。

「またいままでのように通院のための移送介護のために気軽にヘルパーをたのめなくなる」とKさんは嘆いています。普通に道を通っても健常者はお金はいりません。障害者が普通に道を通るためにヘルパーをたのむとお金がかかる、同じ道をとるだけなのに、援助してもらうのは社会参加のための当たり前の権利です、一割負担はとんでもない話です、普通に道歩くことも、成人したおとなが一人暮らしをしたいと思うことも、将来の夢を持つことも障害があるというだけで奪われようとしています、こんなことは絶対にゆるせません、

1)今回この法案が通ったらもう来年の1月から施行というむちゃくちゃな日程です、市としても慎重審議をもとめるように国に意見をあげていただけないでしょうか？

2)まだ国会で審議中ですが、国はこの上限設定を「きめ細かい配慮」と答弁し、「それぞれのケースで精査しなければいけない」と我が党国会議員の質問に答えています。

いまホームヘルプサービスにしても通所施設にしても利用者の95%が無料です、今回の負担増は障害者とその家族にとって生存権をおびやかす大変な影響と危惧します、国の答弁にもあるように個々のケースで精査するためにまず市として実態を調査し、対策を立てる必要があります、市としての施策を後退させないためにもどうお考えでしょうか？

3)またKさんのように地域で生活をしたいと願う障害者はたくさんいます、「地域で自立した生活」が出来る保障として地域でのネットワークの充実をめざすためにも熊本市のように「地域支援福祉計画」を岡山市としても作成してはどうでしょうか？

4)自立支援のための若年障害者への家賃補助など市として独自の施策など考えてはどうでしょうか？

6. 良質で持続的な保育サービスとは？

1. 公立保育園の民間委託について

良質で持続的な保育サービスの提供ということで総合政策審議会保健・福祉部会の答申をうけ、今回公私立保育園の位置関係や入園希望状況、特別保育の実施状況をふまえ公立保育園4園を民間委託にと市長が今議会で初心を表明されました。総合政策審議会の答申が出てから公立保育園の保護者会のみなさんや、また岡山市の保育を充実させる会のみなさんなどが、具体的にどうなるのか話し合いをもってきました、しかしこの議会が始まる直前まで具体的な動きはありませんでした。議会での市長の発言でいきなり四園も？と驚きの声が上がっています。いかにトップダウンだったかこのことでもよくわかります、この4園にいたるまでどういう議論があったのか？具体的にどう検討したのか？今後のスケジュールは？具体的にと聞こうとおもいましたが、だぶりましたので、検討した機関はどこなのか？どのメンバーで話し合われ具体化されるのかおしえてください。

2. 幼稚園・保育園の一体的運営について

1) 今回、合併にともない、灘崎地域で3保育園の統合と幼稚園開設を年頭にして幼・保一体施設の設置を公設公営で行うとの方向もあきらかになりました。成果や課題を精査し一体施設の長所をいかすとのことです。今までの御南幼児教育センターや「みつの子すこやかセンター」でおこなわれている就学前教育の評価をお答えください。

2) 保健福祉局と教育委員会の関係課はどう連携をとるのか？職員間はどうなのか？具体的な体制をお答えください。

3. 総合施設について

次に総合施設について伺います。就学前の教育と保育を一体としてとらえ、地域や保護者のさまざまニーズに対応することが可能な新たなサービスの柔軟な枠組みとて、幼稚園でも保育園でもない第三の施設「総合施設」ですが、国は2006年度からの本格的実施をめざしています。そして2005年度予算において新たに創設された「次世代育成支援対策交付金」の対象事業に「総合施設」のモデル事業を実施します。そして岡山市の民間の「だいいちこどもの国」が受託し調査研究をするという方向が示されました。

国の中央教育審議会初等教育分科会幼児教育部会と社会保障審議会自動部会の合同の検討会議は「就学前の教育保育を一体として捉えた一貫した総合施設について」にまとめまし

た。しかし読んだ範囲では総合施設の目的は不明確です。

たとえば、総合施設といいながら強調されている待機児童の解消や子育て支援など現存の幼稚園や保育園で対応できる内容です、

1) このモデル事業でも8時間程度の利用を希望するニーズに対応したサービスや、子育て支援のあり方についてを実施するとなっています、今の既存幼稚園・保育園で対応できることだと思いますが、岡山市はこのモデル事業をとおして総合施設の「位置づけ」をどう考えているのか、今後どうしようとしているのか？教育委員会主導でこの事業をすすめていくおつもりなのか？お考えをおきかせください。

また今回のモデル事業では親子通園のありかたを研究するとなっています。国は0歳から2歳児について親子利用も視野にいれるなどの考え方をしめしています。国の方向性ははっきりしていませんが、このことが決まってしまうと0歳児から2歳児の集団保育を否定してしまうのか？の危惧の声も保育の専門家からも聞こえています。これははっきりしていないので質問はやめますがそういう声もあることを知っていただきたいと思います。

2) また総合施設は親の就労とは関係なく就学前のすべてのこどもを利用対象にするとのことです。職員配置や施設設備の条件、基準もなく、調理室の廃止も想定しています、これでは現行より基準をきりさげて実施することを容認し保育の質の低下を招くのではないのでしょうか？児童福祉法24条を基本とし自治体の保育実施義務、最低基準の遵守義務、公費負担義務を位置づけることが大切だと思いますが、今までの保育の概念はこの総合施設という第三の施設の設置でどうなるのか、お考えをお聞かせください。

今回保育の問題をとりあげましたが、いずれにしても「良質で持続的な保育サービス」として必要なのは、子育てと仕事の両立支援のために、子どもと親の立場に立った待機児童対策であり、子育て支援事業の拡充だと私は思います。もともと低い児童福祉施設最低基準の抜本的改善がもとめられているこの時期に公的責任を放棄した基準もなにもない総合施設の制度化は経済的効率優先の危惧を感じます。幼いこどもに最善を保障し行き届いた保育子育てへの公的保障こそが今求められているということを強く要望しこの質問を終わります。